

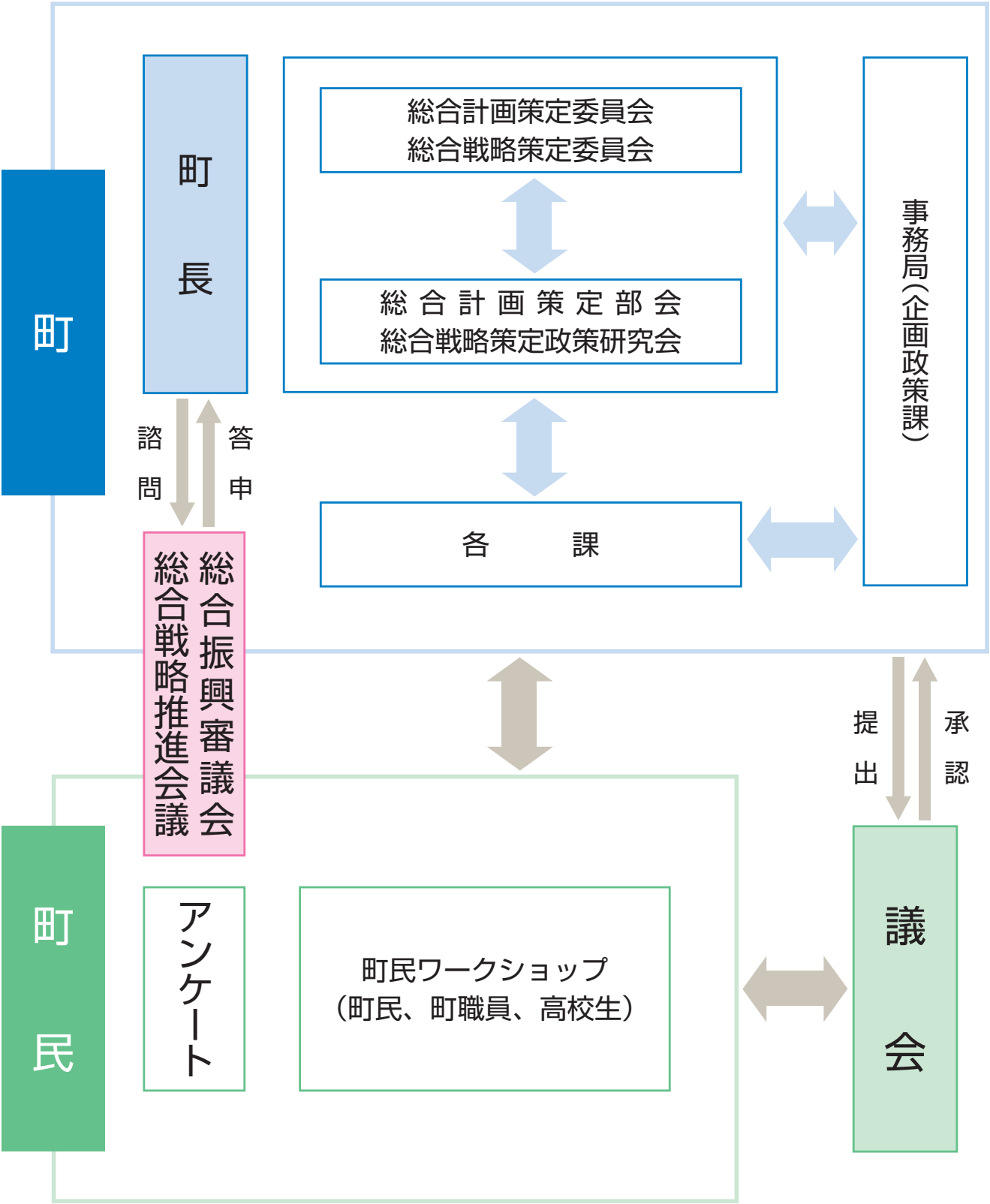
資料編



資料1 策定の経緯

令和6年	8月 1日	第1回多古町総合計画策定部会・多古町総合戦略策定政策研究会 策定スケジュールについて説明 町民アンケート調査票について協議・検討 ワークショップ実施概要について協議・検討
	8月 1日	第1回多古町総合計画策定委員会・多古町総合戦略策定委員会 策定スケジュールについて説明 町民アンケート調査票について協議・検討 ワークショップ実施概要について協議・検討
	8月 1日	第1回多古町総合振興審議会・多古町総合戦略推進会議 策定スケジュールについて説明 町民アンケート調査票について協議・検討 ワークショップ実施概要について協議・検討
	8月下旬	町民アンケート発送 団体ヒアリングシート・企業ヒアリングシートの配布 高校ヒアリングシートの配布
	9月下旬	町民アンケート締め切り 団体ヒアリングシート・企業ヒアリングシートの回収 高校ヒアリングシートの回収
	10月 2日	第1回ワークショップ 「クイズ「数値目標」」 「総合戦略で示す“数値目標の実現”について考えよう」
	10月 9日	第2回ワークショップ 「総合計画で示す“まちの将来像の実現”に向けた取組を考えよう」
	10月21日	第2回多古町総合計画策定部会・多古町総合戦略策定政策研究会 現行計画総合計画・総合戦略の評価について説明 町民アンケート結果について説明 ワークショップについて説明 計画骨子案について協議・検討
	10月21日	第2回多古町総合計画策定委員会・多古町総合戦略策定委員会 現行計画総合計画・総合戦略の評価について説明 町民アンケート結果について説明 ワークショップについて説明 計画骨子案について協議・検討
	11月 1日	第2回多古町総合振興審議会・多古町総合戦略推進会議 現行計画総合計画・総合戦略の評価について説明 町民アンケート結果について説明 ワークショップについて説明 計画骨子案について協議・検討
	11月18日	第3回多古町総合計画策定部会・多古町総合戦略策定政策研究会 計画素案について協議・検討
	11月18日	第3回多古町総合計画策定委員会・多古町総合戦略策定委員会 計画素案について協議・検討
	11月25日	第3回多古町総合振興審議会・多古町総合戦略推進会議 計画素案について協議・検討
	12月12日	議会説明
	12月13日	総合振興審議会諮問
	12月25日	パブリックコメントの実施(～令和7年1月24日)
令和7年	2月14日	第4回多古町総合計画策定部会・多古町総合戦略策定政策研究会 計画案について説明
	2月14日	第4回多古町総合計画策定委員会・多古町総合戦略策定委員会 計画案について説明
	2月21日	第4回多古町総合振興審議会・多古町総合戦略推進会議 計画案について説明
	2月21日	総合振興審議会答申

資料2 策定体制



資料3 多古町総合計画基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

○多古町総合計画基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例

(令和2年6月9日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、多古町総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）を議会の議決すべき事件とすることに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において基本構想とは、総合計画の根幹をなす部分であり、本町のまちづくりの基本理念、本町が目指す将来の姿及びこれを実現するための基本方針をいう。

(議会の議決)

第3条 議会の議決すべき事件は、多古町基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 多古町総合振興審議会設置条例

○多古町総合振興審議会設置条例

(昭和 50 年 3 月 20 日条例第 8 号)

改正 昭和 63 年 3 月 12 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 経済情勢に即応した多古町の総合的な発展をはかるため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、多古町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、第 1 条の目的達成のため総合振興計画の策定、調整及びその実施に関する調査、審査を行なうものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名で組織する。

2 委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務)

第 6 条 審議会の事務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 12 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

資料5 多古町総合戦略推進会議設置要綱

○多古町総合戦略推進会議設置要綱

(平成 27 年 6 月 24 日告示第 52 号)

改正 平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号

令和元年 9 月 5 日告示第 20 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号

(設置)

第 1 条 多古町人口ビジョンの策定及びまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する多古町総合戦略の策定、推進等に関して、広く各界関係者から意見を聴取するため、多古町総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多古町人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 多古町総合戦略の策定、推進及び検証に関すること。
- (3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係各界の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

3 推進会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月16日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月5日告示第20号）

この告示は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月31日告示第20号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

資料6 委員名簿

多古町総合振興審議会委員

(敬称略)

No.	氏名	組織・所属等	備考
1	◎ 大下 茂	元帝京大学教授 地域活性化伝道師(内閣府)	識見者
2	○ 鶴澤 茂	議会議長	住民代表
3	大木 信夫	区長会 会長	住民代表
4	高橋 幸宏	多古町PTA連絡協議会 会長	住民代表
5	清水 正美	児童及び生徒保護者	住民代表
6	山崎 勝矢	商工会青年部 多古町観光まちづくり機構 理事長	産業分野・観光
7	高木 勇	農業協同組合園芸青年部 部長	産業分野
8	坂尾 和則	工業団地連絡協議会 会長 (タイヘイ株式会社成田工場 工場長)	産業分野
9	石井 敏男	多古町金融団幹事行 (千葉銀行支店長)	金融分野
10	飯田 好美	教育委員	教育分野
11	子安 毅	多古高等学校 教頭	教育分野
12	及川 恵子	多古町ボランティア連絡協議会	住民代表・教育分野 (元小学校教諭)
13	高安 一弘	社会福祉法人槇の実会 ひかり学園	福祉分野
14	鳴滝 真吾	公募	住民代表
15	戸村よし美	公募	住民代表

(◎:会長 ○:副会長)

多古町総合戦略推進会議委員

(敬称略)

No.	氏名	組織・所属等	備考
1	◎ 大下 茂	元帝京大学教授 地域活性化伝道師(内閣府)	識見者
2	○ 鶴澤 茂	議会議長	住民代表
3	大木 信夫	区長会 会長	住民代表
4	高橋 幸宏	多古町PTA連絡協議会 会長	住民代表
5	清水 正美	児童及び生徒保護者	住民代表
6	山崎 勝矢	商工会青年部 多古町観光まちづくり機構 理事長	産業分野・観光
7	高木 勇	農業協同組合園芸青年部 部長	産業分野
8	坂尾 和則	工業団地連絡協議会 会長 (タイヘイ株式会社成田工場 工場長)	産業分野
9	石井 敏男	多古町金融団幹事行 (千葉銀行支店長)	金融分野
10	飯田 好美	教育委員	教育分野
11	子安 毅	多古高等学校 教頭	教育分野
12	及川 恵子	多古町ボランティア連絡協議会	住民代表・教育分野 (元小学校教諭)
13	高安 一弘	社会福祉法人槇の実会 ひかり学園	福祉分野
14	鳴滝 真吾	公募	住民代表
15	戸村よし美	公募	住民代表
16	平野 欽作	多古町副町長	行政分野

(◎:会長 ○:副会長)

資料7 多古町総合計画策定委員会設置要綱

○多古町総合計画策定委員会設置要綱

(平成10年5月26日告示第37号)

改正 平成19年2月1日告示第7号

平成27年3月27日告示第11号

平成27年10月22日告示第70号

平成28年3月16日告示第27号

令和4年3月31日告示第20号

(設置)

第1条 多古町総合計画の策定に関する重要事項を審議するため、多古町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び館長の職にある者をもって構成する。

2 策定委員会に委員長を置き、副町長をもってこれにあてる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 策定委員会に部会を設け、部会員の互選による部会長及び副部会長を置く。

5 部会の種類及び構成は、策定委員会において定める。

(職務)

第3条 策定委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 総合計画に係る基本構想及び基本計画の企画、立案に関すること。

(2) その他

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 総合計画に係る事務事業の調査及び資料の収集並びに作成に関すること。

(2) 総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び計画の企画、立案に関すること。

(3) その他

(会議)

第4条 策定委員会は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、企画政策課長がその職務を代理する。

3 策定委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画政策課が行い、部会の庶務は副部会長が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 多古町基本構想、基本計画策定連絡会議設置要綱（昭和 58 年 8 月 1 日施行）は廃止する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日告示第 7 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 11 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 22 日告示第 70 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料8 多古町総合戦略策定委員会設置要綱

○多古町総合戦略策定委員会設置要綱

(平成 27 年 6 月 24 日告示第 53 号)

改正 平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号

令和元年 9 月 5 日告示第 21 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する多古町総合戦略の策定に関する重要事項を審議するため、多古町総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び館長の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員会の補助組織として、総合戦略政策研究会（以下「政策研究会」という。）を設置する。

5 政策研究会の構成は、委員会において定める。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合戦略の企画及び立案に関すること。

(2) その他

2 政策研究会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 総合戦略に係る事務事業の調査並びに資料の収集及び作成に関すること。

(2) 総合戦略に含まれるべき政策の研究、事務事業の方針、計画の企画及び立案に関すること。

(3) その他

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、地方創生課長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第 5 条 委員会及び政策研究会の庶務は、企画政策課が行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日告示第 27 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 5 日告示第 21 号）

この告示は、告示の日から施行し平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 20 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料9 総合戦略施策・数値目標・KPI指標一覧

基本目標1 多古町で安心して働ける雇用の場を創出し、これを支える人材を育成する

● 数値目標

	第2期	第3期					
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)
15～64歳の就業率	79.42% (H27)	77.30% (R2)	—	—	—	—	80.00%

● KPI

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
農地所有適格法人数	21社 (H30)	28社 (R5)	30社	32社	34社	36社	38社	
新規就農者数	8人 (H26～30 累計)	17人 (R2～5 累計)	+3人	+3人	+3人	+3人	+3人	+15人
6次産業化・ブランド化 特産品数	11件 (H26～30 累計)	15件 (R2～5 累計)	+1件	+1件	+1件	+1件	+1件	+5件
有機農業実践者数	—	8人 (R5)	9人	10人	11人	12人	13人	
起業・創業の相談数	—	40件 (R2～5 累計)	+15件	+15件	+15件	+15件	+15件	+75件
商工会への新規加入者数	—	35人 (R2～5 累計)	+10人	+10人	+10人	+10人	+10人	+50人
誘致事業所数	6 事業者 (H26～30 累計)	0 事業者 (R2～5 累計)	+1 事業者	0 事業者	0 事業者	0 事業者	+1 事業者	+2 事業者
奨学資金返済免除件数	9件 (H30)	17件 (R5)	18件	18件	19件	19件	20件	

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
中学3年生で CEFR A1 (英検3級 相当) の生徒の割合	—	56.7% (R4)	60.0%	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	
将来の夢や目標を持って いる小学6年生の割合	—	83.5% (R5)	85.0%	87.0%	89.0%	91.0%	93.0%	
将来の夢や目標を持って いる中学3年生の割合	—	68.7% (R5)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%	

基本目標2 多古町への新たなヒトやモノの流れを創出し、移住・定住・Uターンを促進する

● 数値目標

	第2期	第3期					
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)
社会増減数	▲45人 (H30)	4人 (R5)	±0人以上				

● KPI

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
観光入込客数	延べ 999,750 人 (H30)	延べ 1,034,318 人 (R5)	延べ 1,200,000 人	延べ 1,250,000 人	延べ 1,300,000 人	延べ 1,350,000 人	延べ 1,400,000 人	
インバウンド観光客数	—	0人 (R5)	100人	150人	200人	250人	300人	
道の駅多古の売上高	547 百万円 (H30)	586 百万円 (R5)	610 百万円	620 百万円	630 百万円	640 百万円	650 百万円	

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
町ホームページの アクセス件数	延べ 239,491 件 (H30)	延べ 340,229 件 (R5)	延べ 400,000 件	延べ 450,000 件	延べ 500,000 件	延べ 550,000 件	延べ 600,000 件	
町Instagramの 1投稿あたりの 平均いいね数	—	175件 (R5)	200件	225件	250件	275件	300件	
移住相談件数	延べ 22件 (H30)	延べ 417件 (R2～5 累計)	+延べ 100件	+延べ 100件	+延べ 100件	+延べ 100件	+延べ 100件	+延べ 500件
10代における 「町に愛着がある人」の割合	85% (R1)	81.3% (R6)	—	—	—	—	90%	
放課後子ども教室 参加児童数	—	78人 (R5)	90人	100人	110人	120人	130人	
都市住民との 交流事業参加者数	延べ 414人 (H30)	延べ 146人 (R5)	+延べ 150人	+延べ 150人	+延べ 150人	+延べ 150人	+延べ 150人	
SNS フォロワー数	725件 (H30)	3,013件 (R5)	3,400件	3,800件	4,200件	4,600件	5,000件	
地域おこし協力隊 活動人数	—	11人 (R6)	18人	18人	19人	19人	20人	
ふるさと寄附金額	57 百万円 (H30)	186 百万円 (R5)	200 百万円	240 百万円	280 百万円	320 百万円	350 百万円	
企業版ふるさと 寄附金件数	—	4件 (R5)	+1件	+1件	+1件	+1件	+1件	+5件

基本目標3

若い世代が結婚・出産・子育てのしやすい環境をつくる

● 数値目標

	第2期	第3期					
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11
合計特殊出生率	1.12 (H30)	1.23 (R5)	—	—	—	—	1.49

● KPI

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
空港シャトルバス 利用者数	延べ 94,954 人 (H30)	延べ 115,458 人 (R5)	延べ 116,000 人	延べ 120,000 人	延べ 124,000 人	延べ 128,000 人	延べ 132,000 人	
住宅取得奨励金交付事業 利用件数	103件 (H26～30 累計)	53件 (R2～5 累計)	+15件	+15件	+15件	+15件	+15件	+75件
空き家・空き地 バンク登録件数	—	10件 (R2～5 累計)	+5件	+5件	+5件	+5件	+5件	+25件
子育て支援住宅 入居世帯数	—	12件 (R5)	12件	12件	12件	12件	12件	
婚姻率	2.7% (H30)	2.2% (R5)	2.4%	2.6%	2.7%	2.8%	3.0%	
待機児童数	0人 (H30)	10人 (R5)	0人	0人	0人	0人	0人	
子育て支援センター 利用者数	延べ 19,810 人 (H26～30 累計)	延べ 6,884 人 (R5)	+延べ 6,600 人	+延べ 6,600 人	+延べ 6,700 人	+延べ 6,700 人	+延べ 6,800 人	+延べ 33,400 人
子育て交流室 利用者数	延べ 529人 (H30)	延べ 1,937人 (R2～5 累計)	+延べ 600人	+延べ 600人	+延べ 600人	+延べ 600人	+延べ 600人	+延べ 3,000人

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
第3子出生数	85人 (H26～30 累計)	59人 (R2～5 累計)	+18人	+18人	+18人	+18人	+18人	+90人 (R7～11 累計)
母子保健事業 参加者数	延べ 77人 (H30)	延べ 419人 (R5)	延べ 430人	延べ 440人	延べ 450人	延べ 460人	延べ 470人	
おたふくかぜ予防 接種率(5歳児)	81.3% (H30)	86.3% (R5)	86.4%	86.5%	86.6%	86.7%	86.8%	
女性の就業率	72.08% (H27)	54.0% (R2)	—	—	—	—	72.0%	
土日祝日に、1日当たり 1時間以上勉強する 小学6年生の割合	—	49.4% (R5)	56.0%	60.0%	64.0%	68.0%	72.0%	
土日祝日に、1日当たり 1時間以上勉強する 中学3年生の割合	—	68.7% (R5)	78.0%	83.0%	87.0%	91.0%	95.0%	
児童生徒が自分の考えを まとめ、発表する場面に おいて1人1台端末を 週3回以上使用させて いる小中学校の割合	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	

基本目標4 誰もが健康でいきいきと活躍できる仕組みを整える

● 数値目標

	第2期	第3期					
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11
幸福度	6.16点 (R1)	6.34点 (R6)	—	—	—	—	6.65点

● KPI

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
65～74歳の就業率	34.32% (H27)	54.6% (R2)	—	—	—	—	60.0%	
デマンドタクシー 利用者数	延べ 1,160 人 (H30)	延べ 10,691 人 (R5)	延べ 11,000 人	延べ 11,500 人	延べ 12,000 人	延べ 12,500 人	延べ 13,000 人	
コミュニティプラザ 利用者数	—	延べ 30,020 人 (R5)	延べ 32,000 人	延べ 33,000 人	延べ 34,000 人	延べ 34,000 人	延べ 34,000 人	
図書館利用者数	延べ 9,753 人 (H30)	延べ 9,634 人 (R5)	延べ 10,000 人	延べ 10,500 人	延べ 11,000 人	延べ 11,000 人	延べ 11,000 人	
町主催 生涯学習講座等への 参加者の満足度	—	88% (R5)	90%	90%	90%	90%	90%	
NPO及びボランティア等 民間主催の イベント後援数	延べ 14団体 (H30)	延べ 8団体 (R5)	延べ 20団体	延べ 21団体	延べ 22団体	延べ 24団体	延べ 25団体	
たこらぼ利用者数	延べ 6,577 人 (H30)	延べ 46,960 人 (R2～5 累計)	+延べ 25,000 人	+延べ 25,000 人	+延べ 25,000 人	+延べ 25,000 人	+延べ 20,000 人	+延べ 120,000 人

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
介護予防サポーター 活動者数	延べ 1,100人 (H30)	延べ 796人 (R5)	延べ 700人	延べ 720人	延べ 740人	延べ 760人	延べ 780人	
体育施設利用者数	延べ 67,120 人 (H30)	延べ 47,013 人 (R5)	延べ 51,000 人	延べ 52,000 人	延べ 53,000 人	延べ 53,000 人	延べ 53,000 人	
介護予防活動 参加者数	延べ 10,022 人 (H30)	延べ 1,851人 (R5)	延べ 2,000人	延べ 2,050人	延べ 2,100人	延べ 2,150人	延べ 2,200人	
地区サロン実施 地区数	7地区 (H30)	9地区 (R5)	11地区	12地区	12地区	12地区	12地区	
健康寿命(65歳男性)	83.13歳 (H27)	84.40歳 (R5)	84.5歳	84.6歳	84.7歳	84.8歳	84.9歳	
健康寿命(65歳女性)	86.80歳 (H27)	86.49歳 (R5)	86.8歳	86.9歳	87.0歳	87.1歳	87.2歳	
高齢者のインフルエンザ 予防接種率	49.4% (H30)	51.5% (R5)	51.7%	51.9%	52.1%	52.3%	52.5%	

基本目標5 多古町のデジタル化・DXを推進するための基盤や環境を整備する

● 数値目標

	第2期	第3期					
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11
「行政サービスのデジタル化が進んでいる」と思う町民の割合	—	62.0% (R6)	—	—	—	—	72.0%

● KPI

	第2期	第3期						
	基準値	基準値	R7	R8	R9	R10	R11 (目標値)	R7～11 (累計目標値)
マイナンバーカードの取得率	—	71.9% (R5)	75.0%	77.5%	80.0%	82.5%	85.0%	
マイナンバーカードの累計交付件数	—	10,557枚 (R5)	11,100枚	11,700枚	12,300枚	12,900枚	13,500枚	
行政手続きのオンライン化数	—	46件 (R5)	50件	55件	60件	65件	70件	
行政手続きのオンライン利用率	—	9% (R5)	11%	13%	15%	17%	20%	
証明書のコンビニ発行割合	—	18.5% (R5)	20.0%	22.5%	25.0%	27.5%	30.0%	
外部人材の活用	—	1人 (R5)	2人	0人	3人	4人	4人	
デジタル研修会の参加者数	—	108人 (R5)	120人	140人	160人	180人	200人	
スマートフォン教室の延べ参加人数	—	39人 (R5)	45人	50人	55人	60人	60人	

第3期多古町総合戦略

(令和7～11年度)

の概要

多古町の人口の現状と課題

■人口

- 総人口は、平成7年以降減少が続いている。今後も減少傾向が続くと想定され、令和22年には9,833人にまで減少すると推計されている。
- 年齢別人口は、老年人口が増加しているのに対し、年少人口と生産年齢人口が減少している。比率としても、令和2年の年少人口比率が9.1%であるのに対し、老年人口比率が37.4%となっている。今後も、更なる少子高齢化の進行が想定される。

■出生

- 出生数は近年、一貫して死亡者数を下回っており、自然増減数はマイナスとなっている。
- 合計特殊出生率は近年回復傾向にあるが、国や千葉県と比べ低い年が多くみられる。また、若年の女性人口も減少しており、今後さらに出生数が減少する可能性がある。

■転出入

- 社会増減数は、令和元年や令和2年等、プラスとなる年もある。
- 性・年齢別の転入・転出者数は、20～39歳の移動が多い。特に20～29歳の男性において、社会増減数のマイナスが大きく、人口減少の要因となっている。

目指すべき人口の設定

目標人口

令和11年で12,300人以上

令和22年で10,800人以上

◆合計特殊出生率の改善

- 令和22年までに1.80に上昇すること

◆移動(社会動態)の改善

- 0～14歳、25～49歳は定住率*が5年毎に0.4%上昇、そのほかの年代は5年毎に0.1%上昇すること

*定住率：人口100人に対して社会増(転入と転出による人口の増加)が1人のとき101%となるようなこと。

基本目標と数値目標

1. 多古町で安心して働ける雇用の場を創出し、これを支える人材を育成する

関連SDGs



■ 15～64歳の就業率

77.30%(令和2年)
⇒80.00%(令和11年)

2. 多古町への新たなヒトやモノの流れを創出し、移住・定住・Uターンを促進する

関連SDGs



■ 社会増減数

4人(令和5年度)
⇒±0人以上(令和7～11年度)

3. 若い世代が結婚・出産・子育てのしやすい環境をつくる

関連SDGs



■ 合計特殊出生率

1.23(令和5年)
⇒1.49(令和11年)

4. 誰もが健康でいきいきと活躍できる仕組みを整える

関連SDGs



■ 幸福度

6.34点(令和6年)
⇒6.65点(令和11年)

5. 多古町のデジタル化・DXを推進するための基盤や環境を整備する

関連SDGs



■ 「行政サービスのデジタル化が

進んでいる」と思う町民の割合
62.0%(令和6年)⇒72.0点(令和11年)

重点施策と主な取組内容

①基幹産業としての農業の強化

新規就農者及び農業後継者の確保・育成、販路拡大、地産地消の化・ブランド化の推進、農業基盤整備の推進、農地の集約化及び耕大規模化・法人化・組織化の推進、スマート農業の実践、有機農業減・付加価値の創出

②地元企業への支援強化

中小企業支援の充実、中小企業の後継者確保の支援、既存企業の由する公共交通機関の充実、Uターン希望者等の地元就職支援、活用の促進

③成田空港と圏央道に隣接した立地を活かせる業種・業態の誘致

企業誘致の促進、未利用町有地の活用、未利用公共施設の活用、成整備促進、多古インターチェンジ周辺の土地利用の検討、起業・創活用の促進(再掲)、空港機能強化を活かした企業誘致の促進

④地域や世界で幅広く活躍する人材の育成

奨学資金貸付制度の利用促進、キャリア教育の充実、グローバル

①地域資源を活用した多古町の魅力発信

祭り・イベントの充実、道の駅多古の魅力向上、観光プロモーション情報の発信、外国人観光客の誘致促進、ワーケーション環境の整

②多古町の住みやすさ・暮らしやすさのPR

各種媒体を活用した情報発信の強化、移住支援施策の充実

③ふるさと意識の醸成と地域全体で育む教育の推進

地域学校協働活動・コミュニティ・スクールの推進、小・中・高連子「みんなの子」のスローガンによる青少年の健全育成、学校、家庭に開かれた教育の推進、郷土愛の醸成・伝統文化の継承

④多古町に関わる人材(関係人口)の創出

都市住民との交流促進、継続的な関りを求める都市住民等の創関わる人材の活用、二地域居住の促進、大学・民間企業との連携、域おこし協力隊の活用

⑤多古町への民間資金の還流

ふるさと寄附金制度の推進、空港周辺企業進出に伴う雇用移住定

①通勤・通学圏の拡大

町民の通勤・通学の利便性向上、地域公共交通網の維持、交通に関

②若い世代の転入を促す住環境の整備

住宅取得支援、優良住宅地の形成促進、空き家・空き地の利活用の

③希望する方への結婚応援事業の実施

結婚支援体制の充実、婚活支援事業の推進

④出産・子育てをサポートする環境の充実

こども園・学童保育・保育サービスの充実及び利用促進、保健・医実、男女共同参画社会づくりの推進、キャリア教育の充実(再掲)、掲)、確かな学力を育む教育の充実、健やかな体を育む教育の充

①全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進

高齢者の社会参加の促進、生涯学習の推進、地域の人材活用の推ニティの形成、高齢者の交通便利性の向上、地域包括ケアシステ境の整備・充実(再掲)、継続的な関りを求める都市住民等の創出

②官民連携による活動の促進

協働・住民参加の促進、NPO及びボランティア団体等との連携、成、継続的な関りを求める都市住民等の創出(再掲)、大学・民間企

③子どもから高齢者まで多世代にわたる健康づくりの推進

健康づくり・スポーツ環境の整備、社会体育・スポーツの普及充化、食育の推進、保健・医療の充実(再掲)

①利便性向上に向けたデジタル基盤整備

基幹系システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及・利プンデータ化の推進、AIに関連したシステムの導入、ペーパーレティ対策の徹底、電子決裁による効率化

②デジタル人材の育成・確保

外部人材の任用、CIO補佐官の起用、職員研修の実施

③誰一人取り残されないための取組

高齢者等向けスマートフォン教室の実施、行政サービスシステム

		重要業績評価指標 (KPI)
推進、産地化の促進、6次産業作放棄地の解消、農業形態の推進による環境への負荷軽減		■ 農地所有適格法人数：28社（令和5年度）⇒38社（令和11年度） ■ 新規就農者数：17人（令和2～5年度累計）⇒+15人（令和7～11年度累計） ■ 6次産業化・ブランド化特産品数：15件（令和2～5年度累計）⇒+5件（令和7～11年度累計） ■ 有機農業実践者数：8人（令和5年度）⇒13人（令和11年度）
採用活動支援、工業団地を起業・創業支援、空き店舗の利		■ 起業・創業の相談数：40件（令和2～5年度累計）⇒+75件（令和7～11年度累計） ■ 商工会への新規加入者数：35人（令和2～5年度累計）⇒+50人（令和7～11年度累計）
田空港にアクセスする道路の業支援（再掲）、空き店舗の利		■ 誘致事業所数：0事業者（令和2～5年度累計）⇒+2事業者（令和7～11年度累計）
教育の充実		■ 奨学資金返済免除件数：17件（令和5年度）⇒20件（令和11年度） ■ 中学3年生でCEFR A1（英検3級相当）の生徒の割合：56.7%（令和4年度）⇒64.0%（令和11年度） ■ 将来の夢や目標を持っている小学6年生の割合：83.5%（令和5年度）⇒93.0%（令和11年度） ■ 将来の夢や目標を持っている中学3年生の割合：68.7%（令和5年度）⇒80.0%（令和11年度）
ンの推進、成田空港周辺観光備・充実		■ 観光入込客数：延べ1,034,318人（令和5年度）⇒延べ1,400,000人（令和11年度） ■ インバウンド観光客数：0人（令和5年度）⇒300人（令和11年度） ■ 道の駅多古の売上高：586百万円（令和5年度）⇒650百万円（令和11年度）
携教育の推進、「多古の子 町の庭、地域の連携・協働による地		■ 町ホームページのアクセス件数：延べ340,229件（令和5年度）⇒延べ600,000件（令和11年度） ■ 町インスタグラムの1投稿あたりの平均いいね数：175件（令和5年度）⇒300件（令和11年度） ■ 移住相談件数：延べ417件（令和2～5年度累計）⇒+延べ500件（令和7～11年度累計）
出、副業・兼業として多古町に小さな拠点づくりの検討、地		■ 10代における「町に愛着がある人」の割合：81.3%（令和6年度）⇒90%（令和11年度） ■ 放課後子ども教室参加児童数：78人（令和5年度）⇒130人（令和11年度）
住の促進		■ 都市住民との交流事業参加者数：延べ146人（令和5年度）⇒+延べ150人（令和11年度） ■ SNSフォロワー数：3,013件（令和5年度）⇒5,000件（令和11年度） ■ 地域おこし協力隊活動人数：11人（令和6年度）⇒20人（令和11年度）
する未来技術の活用		■ ふるさと寄附金額：186百万円（令和5年度）⇒350百万円（令和11年度） ■ 企業版ふるさと寄附金件数：4件（令和5年度）⇒+5件（令和7～11年度累計）
促進		■ 空港シャトルバス利用者数：延べ115,458人（令和5年度）⇒延べ132,000人（令和11年度） ■ 住宅取得奨励金交付事業利用件数：53件（令和2～5年度累計）⇒+75件（令和7～11年度累計） ■ 空き家・空き地バンク登録件数：10件（令和2～5年度累計）⇒+25件（令和7～11年度累計） ■ 子育て支援住宅入居世帯数：12件（令和6年度）⇒12件（令和11年度）
療の充実、病児保育施設のグローバル教育の充実（再実、ICT活用教育の推進		■ 婚姻率：2.2%（令和5年）⇒3.0%（令和11年） ■ 待機児童数：10人（令和5年度）⇒0人（令和11年度） ■ 子育て支援センター利用者数：延べ6,884人（令和5年度）⇒+延べ33,400人（令和7～11年度累計） ■ 子育て交流室利用者数：延べ1,937人（令和2～5年度累計）⇒+延べ3,000人（令和7～11年度累計） ■ 第3子出生数：59人（令和2～5年度累計）⇒+90人（令和7～11年度累計） ■ 母子保健事業参加者数：延べ419人（令和5年度）⇒延べ470人（令和11年度） ■ おたふくかぜ予防接種率（5歳児）：86.3%（令和5年度）⇒86.8%（令和11年度） ■ 女性の就業率：54.0%（令和2年度）⇒72.0%（令和11年度） ■ 土日祝日に、1日当たり1時間以上勉強する小学6年生の割合：49.4%（令和5年度）⇒72.0%（令和11年度） ■ 土日祝日に、1日当たり1時間以上勉強する中学3年生の割合：68.7%（令和5年度）⇒95.0%（令和11年度） ■ 児童生徒が自分の考えをまとめ、発表する場面において 1人1台端末を週3回以上使用させている小中学校の割合：-⇒100%（令和11年度）
進、多世代交流によるコミュニティの充実、ワーケーション環境（再掲）		■ 65～74歳の就業率：54.6%（令和2年度）⇒60.0%（令和11年度） ■ デマンドタクシー利用者数：延べ10,691人（令和5年度）⇒延べ13,000人（令和11年度） ■ コミュニティプラザ利用者数：延べ30,020人（令和5年度）⇒延べ34,000人（令和11年度） ■ 図書館利用者数：延べ9,634人（令和5年度）⇒延べ11,000人（令和11年度） ■ 町主催生涯学習講座等への参加者の満足度：88%（令和5年度）⇒90%（令和11年度）
地方創生に資する人材の育業との連携（再掲）		■ NPO及びボランティア等民間主催のイベント後援数：延べ8団体（令和5年度）⇒延べ25団体（令和11年度） ■ たこらぼ利用者数：延べ46,960人（令和2～5年度累計）⇒+延べ120,000人（令和7～11年度累計） ■ 介護予防サポーター活動者数：延べ796人（令和5年度）⇒延べ780人（令和11年度）
実、多古中央病院との連携強		■ 体育施設利用者数：延べ47,013人（令和5年度）⇒延べ53,000人（令和11年度） ■ 介護予防活動参加者数：延べ1,851人（令和5年度）⇒延べ2,200人（令和11年度） ■ 地区サロン実施地区数：9地区（令和5年度）⇒12地区（令和11年度） ■ 健康寿命（65歳男性）：84.40歳（令和5年度）⇒84.9歳（令和11年度） ■ 健康寿命（65歳女性）：86.49歳（令和5年度）⇒87.2歳（令和11年度） ■ 高齢者のインフルエンザ予防接種率：51.5%（令和5年度）⇒52.5%（令和11年度）
活用促進、町のデータのオー ス・テレワーク推進、セキュリ		■ マイナンバーカードの取得率：71.9%（令和5年度）⇒85.0%（令和11年度） ■ マイナンバーカードの累計交付件数：10,557枚（令和5年度）⇒13,500枚（令和11年度） ■ 行政手続きのオンライン化数：46件（令和5年度）⇒70件（令和11年度） ■ 行政手続きのオンライン利用率：9%（令和5年度）⇒20%（令和11年度） ■ 証明書のコンビニ発行割合：18.5%（令和5年度）⇒30.0%（令和11年度）
のアクセシビリティの改善		■ 外部人材の活用：1人（令和5年度）⇒4人（令和11年度） ■ デジタル研修会の参加者数：108人（令和5年度）⇒200人（令和11年度） ■ スマートフォン教室の延べ参加人数：39人（令和5年度）⇒60人（令和11年度）

資料10 多古町総合振興審議会（諮問／答申）

多 企 第 7 2 号

令和6年12月13日

多古町総合振興審議会

会 長 大 下 茂 様

多古町長 平 山 富 子

第5次多古町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

第5次多古町総合計画後期基本計画を策定するに当たり、多古町総合振興審議会設置条例第2条の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和7年2月21日

多古町長 平 山 富 子 様

多古町総合振興審議会
会 長 大 下 茂

多古町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和6年12月13日付け多企第72号で諮問のあった多古町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

基本構想の考え方や前期基本計画の進捗、実績を踏まえ、かつ、町民の意見を聴き取る機会を設け策定が進められており、その内容は適切であると認めます。

なお、本計画の実施にあたり、次の事項について十分配慮され、町の将来像「世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町」が実現するよう期待します。

- 1 全国的に少子高齢化が進行する中、本町の人口減少の抑制に向けて、子育て世代を中心とした施策の推進をはじめとし、すべての世代の人々が多古町で暮らしたい、暮らし続けたいと思えるまちづくりに取り組まれない。
- 2 首都圏中央連絡自動車道の開通や成田空港の更なる機能強化といった町の発展に資する最大の好機を捉えて、空港の所在する町として、空港と共生・共栄するまちづくりを推進されたい。
- 3 暮らしの利便性に配慮した、持続可能な地域公共交通体系の確保や災害に強い、安全・安心のまちづくりを目指し、移住・定住を促進されたい。
- 4 本計画で掲げた町の将来像の実現に向け、多様な主体が夢と志をもって連携・協力するネットワークづくりと環境づくりを促進し、障がいのある方も高齢者も女性も若者も、誰もが活躍できる協働・共創のまちづくりの実現に努められたい。
- 5 空港が所在する町としてのグローバルな視点やICTの活用を含めた子どもたちの主体的な学びにより、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進されたい。
- 6 住民サービスの向上や行政の効率化に向けたDXの推進とともに、各分野における専門的な知識をもつ人材の確保と育成に努められたい。

第5次多古町総合計画 後期基本計画 第3期多古町総合戦略

発行年月：令和7年3月

発行：多古町

企画・編集：多古町 企画政策課

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古584番地
TEL：0479-76-5417 FAX：0479-76-7144